

第3章 計画の基本構想

- 第1節 将来像
- 第2節 基本目標
- 第3節 施策体系

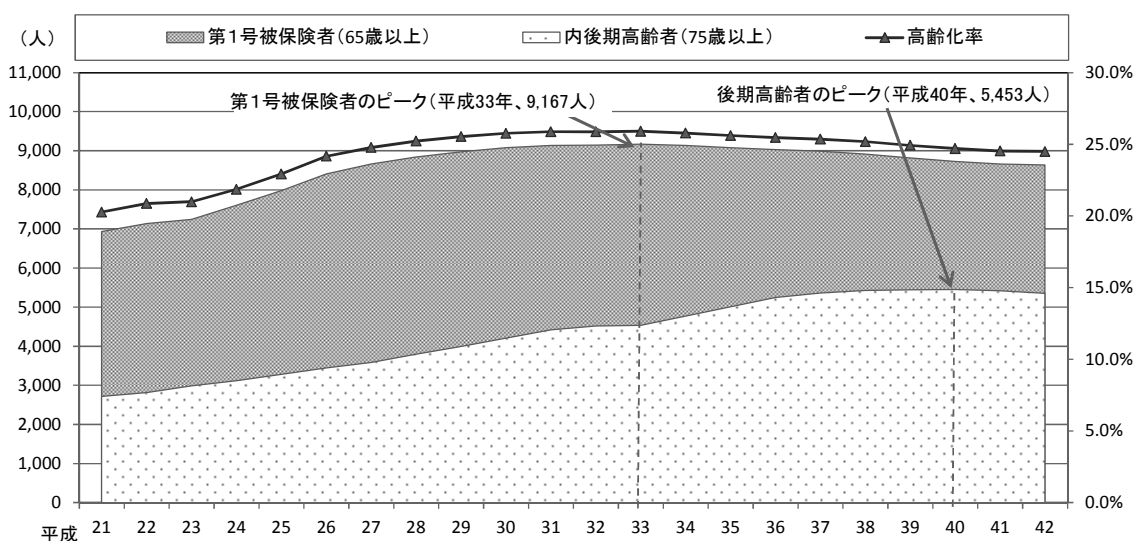
第 3 章 計画の基本構想

第 1 節 将来像

第 6 期では、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成 37 年に向けて、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの実現に必要な取り組みをより一層発展させていくため、在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業や新しい総合事業に積極的に取り組み、保険者である町が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進めるための計画とする必要があります。

本町においても、平成 22 年から 26 年 9 月末実績を用いたコーホート変化率法による推計人口をみると、今後も高齢化の進展が進み 65 歳以上人口（第 1 号被保険者）は平成 33 年にピークを迎えるものの、支援の必要性の高い 75 歳以上の高齢者は、平成 40 年まで増加が見込まれています。

【高齢化のピーク予想】



上記を踏まえ、本計画は、第 4 次播磨町総合計画でまちの将来像とまちづくりの将来像とキャッチフレーズとして掲げられた「まちが いきいき きらめくはりま～ 未来につなげる みんなのまちづくり～」を念頭に置き、その実現のために基本目標及び施策体系を策定し、推進していきます。

まちが いきいき きらめくはりま
～ 未来につなげる みんなのまちづくり ～

第2節 基本目標

基本目標

●介護予防・生きがいづくりの推進

●地域包括ケアシステムの推進

●認知症対策の推進

●見守りネットワークの充実

●高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

●介護保険サービスの基盤整備

●介護保険事業の適正・円滑な運営

(1) 介護予防・生きがいづくりの推進

高齢期に尊厳を持って自立した生活を送るためには、町民一人ひとりが自分自身の健康状態を理解し、日常生活の中で、目標を持って取り組むことが重要になります。そのため、できる限り要介護状態にならないための予防事業や自立を目指した支援を推進していきます。高齢者自身が社会参加することにより、健康で生きがいを持ち、地域の担い手として活躍できるよう、より一層多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した生きがいづくりや社会参加、社会貢献、就労などの活動を支援し、地域の様々な活動と有機的に連携することにより高齢者が活躍する機会と場を創出します。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域が持つ自助・互助・共助・公助がそれぞれの役割を果たして課題を持つ高齢者を見守り支援するとともに、切れ目なく一体的に提供されるサービス提供体制の構築を進めます。高齢者の生活を地域で支えるためには、日常生活圏域において、医療、介護、介護予防、生活支援及び住まいの各サービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要になります。

このため、団塊の世代が後期高齢者となり介護が必要な高齢者が急速に増加する

平成 37 年度までの間に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目指して、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケアシステムの構築に向けた方策を中長期的な視点で段階的に取り組むことが求められています。

このような状況下において、本町では介護保険事業の運営を核としながら、住民主体の多様な活動の展開を含む、地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供するとともに、地域包括支援センターを中核として、多様な職種や関係機関との連携協働によるネットワークを構築し、地域づくりに取り組む必要があります。

(3) 認知症対策の推進

認知症高齢者は年々増加傾向にあり、早期発見・早期受診の推進が求められることから、地域全体で認知症の人を支える基盤として認知症高齢者等にやさしい地域づくりを進める視点に立ち、認知症サポーターの養成や認知症家族の会への支援に取り組むことで、認知症に対する正しい知識の普及と理解の推進を図ります。

また、高齢者虐待や高齢者の孤立死などを防止し、すべての高齢者がそれぞれの地域において、日々の生活を送れるよう、介護予防教室や物忘れ健診の実施、徘徊・見守りネットワークの構築等の支援の輪を広げていきます。

(4) 見守りネットワークの充実

高齢者が住み慣れた地域で生活の安全・安心・健康を確保しつつ、自立的に暮らしていくためには、地域の多様な主体による見守りが重要となります。

無縁社会と呼ばれ、地域のコミュニティや人間関係が希薄となる中で、支援の必要な高齢者に対して、担当部署、関係機関及び住民組織等と連携を図りつつ、ボランティア育成など、地域全体でサポートするためのネットワークの充実に努めます。また、災害時における支援体制を構築するため、要配慮者の把握、名簿の整備に努めます。

(5) 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

高齢化の進行により、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、独居・高齢者のみの世帯が増加し、高齢者のニーズが多様化していくことが予測されます。

このため、すべての高齢者の人権が尊重される高齢社会の実現に向けて、支援を必要とする高齢者が人としての尊厳と生きがいを持って、住み慣れた地域でその人らしい生涯を送ることができるよう、高齢者の個々の状況に応じた支援を行います。

(6) 介護保険サービスの基盤整備

介護保険制度の持続可能性を高め、地域包括ケアシステム構築に向けた介護保険サービスの基盤整備を行うために、今後の被保険者数の動向、在宅サービスや施設サービスの充実の方向性を踏まえつつ、平成37年の介護需要やそのために必要となる保険料水準を推計し、その上で、在宅と施設サービスのバランスに配慮した整備を進めていきます。

また、高齢者が身近な地域で主体的に選択し、必要なサービスを利用できるよう、制度の周知徹底や相談・支援体制の充実、高齢者のニーズを踏まえたサービス基盤整備の確保など、利用者本位の視点にたった取り組みを推進します。

(7) 介護保険事業の適正・円滑な運営

いつでも必要なときに、必要な介護保険サービスが提供されるためには、介護保険制度が持続可能な制度として、安定的に運営される必要があります。

第3期介護給付適正化計画の基本的な考え方を念頭に置き、介護を必要とする人を適切に認定し、利用者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者等が提供できるよう、適切なサービスの確保に努めます。

介護保険財政の健全性を確保するとともに、介護保険制度の更なる周知や、介護保険サービスの質の向上を進めることで、制度自体の信頼性を向上していきます。

第3節 施策体系

< 施策体系図 >

<まちの将来像とキャッチフレーズ> まちが いきいき きらめくはりま～ 未来につなげる みんなのまちづくり ～	
<基本目標>	<推進施策>
第4章 介護予防・生きがいづくりの推進	第1節 健康づくり・介護予防の推進 第2節 生きがいづくりへの支援 第3節 社会参加の促進
第5章 地域包括ケアシステムの推進	第1節 在宅介護の推進 第2節 医療と介護連携の推進 第3節 地域ケア会議の推進 第4節 生活支援サービスの充実 第5節 地域包括支援センターの機能強化 第6節 居住環境の整備 第7節 各種相談体制の充実
第6章 認知症対策の推進	第1節 認知症への理解を深めるための普及・啓発 第2節 認知症の人と家族への支援 第3節 認知症の早期対応の推進
第7章 見守りネットワークの充実	第1節 見守り体制の推進 第2節 災害時における支援体制の構築
第8章 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進	第1節 権利擁護体制の推進 第2節 高齢者虐待防止の推進
第9章 介護保険サービスの基盤整備	第1節 介護保険施設等の整備方針について 第2節 居宅サービス利用者数の推計 第3節 地域密着型介護サービス利用者数の推計 第4節 施設サービス利用者数の推計 第5節 標準給付費の推計 第6節 地域支援事業費の推計 第7節 保険料の算定と基本的な考え方
第10章 介護保険事業の適正・円滑な運営	第1節 サービスの質の確保・向上 第2節 介護給付適正化の推進

